

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩見沢光明舎（以下「法人」という。）の役員、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬は次のとおりとする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(1) 理事の報酬総額	年額	金0円
(2) 監事の報酬総額	年額	金0円
(3) 評議員の報酬総額	年額	金0円
(4) 評議員選任・解任委員の報酬総額	年額	金0円

(改定)

第3条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。